

入札参加資格申請手続きに関するよくある質問

No.	業種	質問	回答
1	共通	申請書類等はどこで入手できますか。	武雄市役所のホームページからダウンロードできます。 ※武雄市ホームページ：『たけおポータル』→『事業者向け』→『入札・契約』
2	共通	『建設工事』と『物品製造等』の二種類、申請したいのですが、一緒に申請（一つの封筒で郵送）してよろしいでしょうか。また、一緒に申請する場合、返信用封筒は一枚でよろしいでしょうか。	二種類以上のご申請の場合、一緒に申請（一つの封筒で郵送）していただいてもかまいません。ただし、返信用封筒は種類ごとに必要です。（二種類の申請であれば、封筒二枚。）
3	共通	紙ファイルの色が指定されていますが、厳密に色の指定はありますか。物品製造等の場合は黄色の紙ファイルですが、クリーム色でもよろしいでしょうか。	大体の色でかまいません。例えば黄色であれば、クリーム色でもベージュでもかまいません。
4	共通	紙ファイルに綴じこんで提出するのでしょうか。綴じこまずに、クリアファイル等に入れて提出するのでしょうか。	指定の色の紙ファイルにすべて綴じて、提出してください。
5	共通	郵送での提出に関して、宅配便で提出してよろしいでしょうか。	宅配便での提出も可能です。普通郵便やレターパックでの提出も受け付けます。
6	共通	申請書（武雄市様式の1-1、標準様式1）は代表社印を押印しなくてもよろしいでしょうか。	代表者印の押印は不要です。 代表者印の押印が必要な書類は下記の通りです。 ・委任状（委任先がある場合） ・誓約書
7	共通	委任先があり、委任先の印鑑を使用します。使用印鑑届の代表者名等を記入する箇所には代表社印を押印しなくてもよろしいでしょうか。	使用印鑑届の代表者名等を記入する箇所には代表者印の押印は不要です。使用印鑑届の四角の枠内に、使用する印鑑を押印してください。

入札参加資格申請手続きに関するよくある質問

8	共通	標準様式と武雄市様式の二種類の様式を提出するのでしょうか。	標準様式と武雄市様式のどちらか一つを提出してください。標準様式で申請される場合は、追加項目があります。「標準様式の記載要領」、「標準様式の記載例」、「追加項目等一覧」をご確認のうえ、ご申請ください。
9	共通	市内業者ですが、申請書を窓口を持参して提出してもよろしいでしょうか。	郵送でのご申請にご協力ください。（直接、窓口へのご持参はお控えください。）